

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日)

目次

- ◇ 示 字の区域の新設等
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 技能検定試験の手数料の額の一部改正
- 飼料の試験の結果の概要
- 解除予定の保安林(三件)
- 土地収用法による事業の認定
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第七百八十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する
字の名称

大篠津町字旭が丘

同上の区域(昭和五十三年五月二十三日現在の地番による。)
大篠津町字御崎川尻のうち九八の一、九九、一〇三、一〇四、一〇五の一、一一二の一、一一三の一、一一四、六一の一、六七二の一及び六七三並びに一一四とす体をなす国有地の一部以外の区域、大篠津町字東五七の三、五八の一から五八の五まで、五八の七から五八の九まで、五八の一一から五八の一八まで及びこれらと一体をなす国有地、大篠津町字東ノ二 二二二の一から二二二の四まで、二二七、二二八の一、七〇九、七一〇の一から七一〇の四まで、七二〇の三、七二〇の八から七二〇の一三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大篠津町字御崎灘二六六の一、二六六の六、二六六の七、二六七の一、二六七の二、二六九の一から二六九の三まで、二七一の一、二七一の三から二七一の五まで、五六四の一から五六四の四まで及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する
字の名称

大篠津町

字御崎川尻

同上の区域(昭和五十三年五月二十三日現在の地番による。)
大篠津町字御崎川尻九八の一、九九、一〇三、一〇四、一〇五の一、一一二の一、一一三の一、一一四、六七一の一

大篠津町字東	一、六七二の一及び六七三並びに二一四と一体をなす国有地の一部
大篠津町字東ノ二	大篠津町字東のうち五七の三、五八の一から五八の五まで、五八の七から五八の九まで、五八の一から五八の一八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大篠津町字東ノ二	大篠津町字東ノ二のうち二二二の一から二二二の四まで、二二七、二二八の一、七〇九、七二〇の一から七二〇の四まで、七二〇の三、七二〇の八から七二〇の一三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大篠津町字御崎灘	大篠津町字御崎灘のうち二六六の一、二六六の六、二六六の七、二六七の一、二六七の二、二六九の一から二六九の三まで、二七一の一、二七一の三から二七一の五まで、五六四の一から五六四の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第七百九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目 五四七番地	昭和五十三年八月十七日

鳥取県告示第七百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目二〇番地 七五	昭和五十三年九月一日
橋本外科医院	鳥取市大杵老本木二〇四番地三	昭和五十三年九月六日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目 五四七番地	昭和五十三年八月十八日
岡本薬局 有限会社	鳥取市立川町五丁目二〇番地 七七	昭和五十三年九月一日

鳥取県告示第七百九十二号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号（鳥取県技能検定協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

塗	表	い
装	具	す
		張
		り
七千五百円		

工
六千五百円

電	電
子	子
機	機
器	器
組	組
立	立
て	て
電	電
気	気
機	機
器	器
組	組
立	立
て	て
車	車
両	両
ぎ	ぎ
装	装
船	船
舶	舶
ぎ	ぎ
装	装

実技試験の表中

鉄	金	機	金	鍛	鑄
工	属	械	属	造	造
	プ	加	熱		
	レ	工	処		
	ス		理		
	加				
	工				

を

を

を

塗	表	い
装	装	す
		張
		り
七千五百円	八千五百円	七千五百円

紙	木
器	
・	
段	
ボ	
ール	
箱	
製	
造	
八千五百円	六千五百円

電	電
子	子
機	機
器	器
組	組
立	立
て	て
車	車
両	両
ぎ	ぎ
装	装
車	車
両	両
整	整
備	備
船	船
舶	舶
ぎ	ぎ
装	装

に、

鉄	金	機	粉	金	鍛	鑄
工	属	械	末	属	造	造
	プ	加	冶	熱		
	レ	工	金	処		
	ス			理		
	加					
	工					

に、

に、

に、

木

義肢・装具製作

を

義肢・装具製作
写真

に改める。

鳥取県告示第七百九十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性	水溶性	ペプトン	DCP	TDN	NM	E	その他	備考	
				白質	質	質	質	質	質	質	質	質							質
呉市 クレマツ株式会社 呉工場	倉吉市 クレマツ株式会社 吉営業所	クレマツ印配合飼料ニ ユ一成鶏マツシユ	53.7	17.8	5.8	2.9	11.4	3.55	0.80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		クレマツ印配合飼料大 雑用	53.6	16.2	3.4	4.2	6.6	1.27	0.86	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神戸市 近畿くみあい 飼料株式会社 本社工場	東伯町 東伯町農業協 同組合	規くみあい配合飼料 肉 牛用ペレット	53.5	12.8	3.0	3.5	5.6	1.01	0.51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		くみあい配合飼料 ニュ ーキゾグヒーフ中期	53.5	15.9	5.5	2.4	5.3	0.91	0.67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神戸市 日清製粉株式 会社神戸飼料 工場	東伯町 東伯町農業協 同組合	日清印子豚用配合飼料 子豚ハイジヤソフ	53.6	14.0	3.6	5.6	5.4	0.73	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		日清印乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット	53.6	16.8	3.0	4.8	7.2	1.23	0.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		日清印ブローラー前期用 配合飼料 ハイチツクC	53.6	23.5	4.7	2.7	6.3	1.28	0.76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第七百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上町字旧城山八七内第一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒掛字貝津掛三九八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

用瀬スポーツ広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡用瀬町大字別府字吹出及び字ジャクロ地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

用瀬町役場

鳥取県告示第七百九十八号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 昭和五十三年 九月十八日	指定番号 四二八	住 所 米子市旗ヶ崎 五五二番地一七	氏 名 株式会社鳥取銀行 旗ヶ崎支店長	売りさばき場所 住所と同じ。
--------------------------	-------------	--------------------------	---------------------------	-------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和五十三年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年九月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十三年九月二十日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第84号)第84条第2項の規定に基づき、昭和53年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(

昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定により公告する。

昭和53年9月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

機械検査、電子機器組立て、時計修理、建設機械整備、農業機械整備、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、洋菓子製造、和菓子製造、電気製図、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工、配管、表装、防水施工、紙器・段ボール箱製造、写真、機械製図

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和53年11月30日(木)から昭和54年2月28日(水)までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和53年11月15日(水)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、電子機器組立て、時計修理、建設機械整備、農業機械整備、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、洋菓子製造、和菓子製造、電気製図	昭和54年 2月11日(日)
冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工	昭和54年 2月18日(日)
配管、表装、防水施工、紙器・段ボール箱製造、写真、機械製図	昭和54年 2月25日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305

鳥取県技能検定協会(電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和三十九年10月11日(水)から同月20日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはったもの)を同封して行うこと。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	6,500円
電 子 機 器 組 立 て	8,500円
時 計 修 理	7,500円
建 設 機 械 整 備	8,000円
農 業 機 械 整 備	8,000円
紳 士 服 製 造	7,000円

寝 具 製 作	7,000円
布 は く 縫 製	7,500円
洋 菓 子 製 造	6,500円
和 菓 子 製 造	6,500円
電 気 製 図	4,000円
冷凍空気調和機器施工	7,000円
和 裁	6,000円
建 築 大 工	7,000円
か わ ら お き	8,500円
型 わ く 施 工	7,500円
鉄 筋 組 立 て	8,000円
カーテン施工	8,500円
ガラス施工	8,500円
配 管	8,000円
表 装	8,500円
防 水 施 工	8,500円

県技能検定協会に問い合わせること。

紙器・段ボール箱製造	8,500円
写 真	8,500円
機 械 製 図	4,000円

1 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は、納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和54年8月27日(火)までに書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和54年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取